

岩手県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ハートケアステーション絆	北上市村崎野19地割269番地2	平成25年4月30日
阿部歯科医院	釜石市大町二丁目1番22号	平成25年7月12日
きかわだ歯科クリニック	陸前高田市高田町字下宿7番地2	平成25年7月31日
坂の上野 田村太志クリニック	北上市上野町四丁目2番15号	平成25年8月31日
アイ調剤薬局	奥州市水沢区高屋敷53番地	〃